

公 告

苅田港における関税法第24条第1項の規定に基づく「外国往来船等と陸地との間の交通場所」及び「貨物の積卸場所（船用品、機用品及び携帯品を除く。）」について、下記のとおり改正し、令和6年4月1日から適用することとしたので、同法施行令第22条第1項の規定に基づき公告する。

記

(1) 外国往来船等と陸地との間の交通場所

| 場 所 の 名 称 | 所 在 地 | 備 考 |
|--------------------------------|-----------------|------------------|
| UBE三菱セメント株式会社苅田セメント工場積出棧橋1号ゲート | 福岡県京都郡苅田町長浜町7番地 | 棧橋けい留船と交通する者に限る。 |

を

| 場 所 の 名 称 | 所 在 地 | 備 考 |
|----------------------------------|-----------------|-----------------|
| UBE三菱セメント株式会社九州工場苅田第二地区積出棧橋1号ゲート | 福岡県京都郡苅田町長浜町7番地 | 棧橋けい留船と交通する者に限る |

に改める。

(2) 貨物の積卸場所（船用品、機用品及び携帯品を除く。）

| 場 所 の 名 称 | 所 在 地 | 備 考 |
|---|------------------|-----------------------------------|
| UBE三菱セメント株式会社九州工場専用第3号棧橋(全長61メートル)、第4号棧橋(全長185メートル)及び第5号棧橋(全長115メートル) | 福岡県京都郡苅田町松原町12番地 | UBE三菱セメント株式会社九州工場に搬出入する貨物に限る。 |
| UBE三菱セメント株式会社苅田セメント工場積出棧橋1号 | 福岡県京都郡苅田町長浜町7番地 | UBE三菱セメント株式会社苅田セメント工場に搬出入する貨物に限る。 |

を

| 場 所 の 名 称 | 所 在 地 | 備 考 |
|---|---------------------|--|
| U B E 三菱セメント株式会社九州工場苅田第一地区専用第 3 号栈橋 (全長 6 1 メートル)、第 4 号栈橋 (全長 1 8 5 メートル) 及び第 5 号栈橋 (全長 1 1 5 メートル) | 福岡県京都郡苅田町松原町 1 2 番地 | U B E 三菱セメント株式会社九州工場苅田第一地区に搬出入する貨物に限る。 |
| U B E 三菱セメント株式会社九州工場苅田第二地区積出栈橋 1 号 | 福岡県京都郡苅田町長浜町 7 番地 | U B E 三菱セメント株式会社九州工場苅田第二地区に搬出入する貨物に限る。 |

に改める。

令和 6 年 3 月 2 2 日

門司税関長 末永 広